



住宅宿泊事業における適正な運営のお願い

事業者は、宿泊者の安全や衛生の確保に加え、近隣トラブル防止のため、特に以下の業務を徹底し、適正な運営をお願いします。

●周辺地域の生活環境への悪影響防止に関し配慮すべきこと

事前周知内容記録書の備え付け

事前周知を行った周辺住民等に対して、届出番号及び届出年月日について周知するとともに、騒音やゴミ処理等地域の生活環境への悪影響防止に関し配慮すべき必要な事項について説明し作成した「事前周知内容記録書」を施設もしくは事務所等に保管してください。

宿泊者に対する説明

宿泊者に対して、宿泊時に配慮すべき下記事項について記載された書面を事前配布するとともに、チェックイン時に対面で説明するか、書面やタブレット端末での表示等により宿泊中に確認できる場所に備え付けてください。外国人旅客である宿泊者に対しては、対応する外国語を用いて、内容を理解しルールを守ってもらうための適切な説明が必要です。

1. 騒音防止

室内外ともに大声での会話、大音量での音楽やTV等の視聴、室内で発生する物音や足音、共用部や周辺道路でのキャスター音や会話、早朝・夜間帯における特段の配慮など

2. ごみ処理

届出住宅内のゴミ箱の場所、適正な分別方法の教示、住宅外のごみ捨て場への廃棄禁止など

3. 火災防止

ガスや火気使用器具の取扱方法、喫煙ルールの徹底、消火器設置場所と使用方法の案内など

4. その他

事前周知による申出意見に対する配慮や近隣住民の生活環境保持のために必要な事項、届出住宅の設備の使用方法、最寄駅等の利便施設への経路と利用可能な交通機関に関する情報など

併せて、災害時等の通報連絡先(消防署、警察署、医療機関、住宅宿泊管理業者、大使館など)および避難経路について、必ず記載して頂くようお願いします。

周辺住民等からの申出に対する報告

周辺地域の生活環境への悪影響防止に関し、周辺住民等から申出があった場合は、適切かつ迅速に対応してください。対応状況等は全て記録として残すとともに、下記のとおり、保健所まで報告をお願いします。

報告内容：①届出番号 ②事業者名 ③施設所在地 ④申出を受けた日時 ⑤申出内容 ⑥対応状況
※報告者が事業者本人でない場合、報告者の氏名、連絡先も併記してください。

報告先：(住宅宿泊事業法専用アドレス)

標識の掲示

届出住宅ごとに、公衆の見やすい場所に、区で発行した標識を掲示してください。

共同住宅の場合は、あらかじめ管理組合等と相談し、集合ポスト等に簡素な標識の掲示をお願いします。

●宿泊者の管理

宿泊者の本人確認

宿泊者が宿泊を開始するまでに、**対面もしくは対面と同等の手段にて、本人確認を行ってください**。対面と同等の手段は、届出住宅等に備え付けたテレビ電話やタブレット端末等によるICT(情報通信技術)を活用し、以下の2点を必ず満たすことが条件です。

- ① 宿泊者の顔及び旅券が画像により鮮明に確認できること
- ② ①の画像が住宅宿泊事業者や住宅宿泊管理業者の営業所等、届出住宅内又は届出住宅の近くから発信されていることが確認できること

なお、長期滞在者に対しては、チェックイン時に本人確認していない人が宿泊していないこと、不審者が滞在していないこと、滞在者が所在不明になっていないこと等について、定期清掃時等に確認してください。特に7日以上滞在の場合は、定期的な面会をする等、注意を払う必要があります。

宿泊名簿の作成

宿泊グループごとに、**宿泊者全員について名簿を作成し**、以下の事項について正確に記載させる必要があります。パスポートの呈示を拒否する場合は、呈示の協力を促し、パスポート不携帯や事件等の可能性も鑑み、最寄りの警察署に連絡する等の対応をしてください。宿泊者名簿は、適切な方法にて**3年以上の保存**が必要です。

- ① 宿泊者の氏名、住所、職業、連絡先
- ② 宿泊日(チェックインおよびチェックアウトの日時)
- ③ 外国人観光旅客の場合は、国籍とパスポート番号およびパスポートの写し

区長への定期報告

事業者は、**2か月に1回、前2月**における届出住宅ごとの宿泊状況の報告が必要です。報告は**民泊制度運営システム**を利用し、**偶数月の15日までに**、忘れずにお願いします。

- 報告内容: ①届出住宅ごとの宿泊日数 ②宿泊者数
 ③延宿泊者数 ④国籍別の宿泊者数の内訳
- 報告方法: 民泊制度運営システムにログインし、
 直接入力する、または、定期報告データ(csv ファイル)をアップロードする
- 報告期限: 2, 4, 6, 8, 10, 12月の15日まで

民泊制度運営システムでは、ご利用のパソコン環境に合った「**電子宿泊者名簿**」のソフトウェアがダウンロードでき、宿泊者名簿の作成、及び、2か月ごとの宿泊実績定期報告データの作成できます。ご活用ください。

※その他、留意すべき業務については、「民泊制度ポータルサイト」にて、必ずご確認頂くようお願いいたします。

問い合わせ先

北区保健所 生活衛生課 環境衛生

住所 東京都北区東十条二丁目7番3号

TEL 03(3919)0720

(8:30~17:00、土日休日を除く)